

議案第 20 号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 9 月 6 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例（平成 16 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 57 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。